

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号、厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

改正後	現行
<p>第2 人員に関する基準（基準省令第2条） 1～4 （略） 5 経過措置（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第30号）附則第2条）</p> <p>平成15年3月31日の時点で現に存する指定介護老人福祉施設であって、基準省令附則第3条の規定の適用を受けて介護支援専門員を配置していないものうち、入所定員が19人以下のもの（以下「小規模施設」という。）は、平成18年3月31日までの間は、指定居宅介護支援事業</p>	<p>第2 人員に関する基準（基準省令第2条） 1～4 （略） 5 経過措置（基準省令附則第2条、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第30号）附則第2条）</p> <p>(1) 平成17年3月31日までの間は、介護職員又は看護職員の員数を、常勤換算方法で、入所者の数が4.1又はその端数を増すごとに1人以上でよいものとしてされているが、できるだけ早期に3：1へ移行できるよう努めるものとする。なお、平成12年4月1日以降に新たに開設される施設にあつては、既存の施設に対する経過措置として設けた趣旨にかんがみ、可能な限り、職員配置を3：1以上とすることが望ましい。</p> <p>また、この経過措置は、指定介護老人福祉施設であつて小規模生活単位型指定介護老人福祉施設若しくは一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設でないもの又は一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のユニット部分以外の部分にのみ適用されることに留意すること。</p> <p>(2) 平成15年3月31日の時点で現に存する指定介護老人福祉施設であつて、基準省令附則第3条の規定の適用を受けて介護支援専門員を配置していないものうち、入所定員が19人以下のもの（以下「小規模施設」という。）は、平成18年3月31日までの間は、</p>

1

者（当該小規模施設の開設者を除く。）に施設サービス計画の作成等の業務を委託できることとし、その場合には当該小規模施設に介護支援専門員を配置しないでよいこととした。

また、当該小規模施設に介護支援専門員を配置しない場合は、基準省令第22条の2第5号から第7号までに規定する業務は当該小規模施設の従業者が行うこととした。

第4 運営に関する基準

1～6 （略）

7 利用料等の受領

(1) 基準省令第9条第1項は、指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスとして提供される指定介護福祉施設サービスについての入所者負担として、法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。）の1割（法第50条又は第69条の規定の適用により保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。

(2) （略）

(3) 同条第3項は、指定介護福祉施設サービスの提供に関して、

① 食事の提供に要する費用（法第51条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基

指定居宅介護支援事業者（当該小規模施設の開設者を除く。）に施設サービス計画の作成等の業務を委託できることとし、その場合には当該小規模施設に介護支援専門員を配置しないでよいこととした。

また、当該小規模施設に介護支援専門員を配置しない場合は、基準省令第22条の2第5号から第7号までに規定する業務は当該小規模施設の従業者が行うこととした。

第4 運営に関する基準

1～6 （略）

7 利用料等の受領

(1) 基準省令第9条第1項は、指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスとして提供される指定介護福祉施設サービスについての入所者負担として、指定介護福祉施設サービスにかかる費用の額のうち食事の提供に要する費用の額を除いた額の1割（法第50条又は第69条の規定の適用により保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合）及び食事の提供に要した費用について、いわゆる食事の標準負担額の支払を受けなければならないことを規定したものである。

(2) （略）

(3) 同条第3項は、指定介護福祉施設サービスの提供に関して、

① 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、

2

準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

② 居住に要する費用（法第51条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑤ 理美容代

⑥ 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

については、前2項の利用料のほかに入所者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、①から④までの費用については、居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）及び厚生労働大臣の定

買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

② 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

③ 理美容代

④ 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

については、前2項の利用料のほかに入所者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、④の費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものである。

3

める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）の定めるところによるものとし、⑥の費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。

(4) 基準省令第9条第5項は、指定介護老人福祉施設は、同条第3項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対して、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、入所者の同意を得なければならないこととしたものである。また、同項第1号から第4号までの利用料に係る同意については、文書によって得なければならないこととしたものである。

8～11 (略)

12 食事（基準省令第14条）

(1) 食事の提供について

入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。

また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。

(2) 調理について

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。

8～11 (略)

12 食事（基準省令第14条）

(1) 入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。

(2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

(3) 病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。

(4) 調理及び配膳に当たっては、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第8の上欄に掲げる事項に留意して衛生的に行うこと。

(5) 入所者の食事は、適切な衛生管理がなされたもので

- (3) 適時の食事の提供について
 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。
- (4) 食事の提供に関する業務の委託について
 食事の提供に関する業務は指定介護老人福祉施設自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができること。
- (5) 居室関係部門と食事関係部門との連携について
 食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。
- (6) 栄養食事相談
 入所者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。
- (7) 食事内容の検討について
 食事内容については、当該施設の医師又は栄養士（入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設であって、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士）を含む会議において検討が加えられなければならないこと。

- なければならないこと。
- (6) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。

5

- (8) 検食について
 医師又は栄養士等による検食が毎食前行われ、その所見が検食簿に記載されなければならないこと。

13～24 (略)

25 衛生管理等

基準省令第27条第1項は、指定介護老人福祉施設の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

- (1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法規に準じて行われなければならない。

なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行われなければならないこと。

(2)～(4) (略)

26～32 (略)

第5 ユニット型指定介護老人福祉施設

1 第5章の趣旨

「ユニット型」の指定介護老人福祉施設は、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位を一致させたケアであるユニットケアを行うことに特徴があり、これまで「居住福祉型」と称してきたものを、その特徴をよりわかりやすく表す観点から改めたものである。

こうしたユニット型指定介護老人福祉施設のケアは、これまでの指定介護老人福祉施設のケアと大きく異なることから、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第1章、第3章及び第4章ではなく、第5章に定

13～24 (略)

25 衛生管理等

基準省令第27条第1項は、指定介護老人福祉施設の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

(1)～(3) (略)

26～32 (略)

第5 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設

1 第5章の趣旨

「小規模生活単位型」の指定介護老人福祉施設は、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位を一致させたケアであるユニットケアを行うことに特徴があり、これまで「居住福祉型」と称してきたものを、その特徴をよりわかりやすく表す観点から改めたものである。

こうした小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のケアは、これまでの指定介護老人福祉施設のケアと大きく異なることから、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第1章、第3章及び第4章ではなく、第5

6

めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第2章（基準省令第2条）に定めるところによるので、留意すること。

2 基本方針

基準省令第39条（基本方針）は、ユニット型指定介護老人福祉施設がユニットケアを行うものであることを規定したものである。

その具体的な内容に関しては、基準省令第42条以下に、サービスの取扱方針、介護、食事など、それぞれについて明らかにしている。

3 設備に関する要件（基準省令第40条）

(1) ユニットケアを行うためには、入居者の自律的な生活を保障する居室（使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）が不可欠であることから、ユニット型指定介護老人福祉施設は、施設全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成し、運営しなければならない。

(2)・(3) (略)

(4) 居室（第1号イ）

①・② (略)

③ ユニットの入居定員

ユニット型指定介護老人福祉施設は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、一のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とする。

ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情

章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第2章（基準省令第2条）に定めるところによるので、留意すること。

2 基本方針

基準省令第39条（基本方針）は、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設がユニットケアを行うものであることを規定したものである。

その具体的な内容に関しては、基準省令第42条以下に、サービスの取扱方針、介護、食事など、それぞれについて明らかにしている。

3 設備に関する要件（基準省令第40条）

(1) ユニットケアを行うためには、入居者の自律的な生活を保障する居室（使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）が不可欠であることから、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、施設全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成し、運営しなければならない。

(2)・(3) (略)

(4) 居室（第1号イ）

①・② (略)

③ ユニットの入居定員

小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、一のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とする。

ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情

7

によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が10人を超えるユニットも認める。なお、この場合にあっても、次の2つの要件を満たさなければならない。

イ・ロ (略)

④ (略)

⑤ 居室の床面積等

ユニット型指定介護老人福祉施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた単筭^{たんざん}などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。

イ ユニット型個室

床面積は、13.2平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）を標準とすること。

ここで「標準とすること」とは、13.2平方メートル以上とすることが原則であるが、平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設が、その建物を同日以降平成17年9月30日までに改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上的制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、上記の趣旨を損なわない範囲で、13.2平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。

によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が10人を超えるユニットも認める。なお、この場合にあっても、次の2つの要件を満たさなければならない。

イ・ロ (略)

④ (略)

⑤ 居室の床面積

小規模生活単位型指定介護老人福祉施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた単筭^{たんざん}などの家具を持ち込むことを想定している。

このため、一の居室の床面積は、13.2平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）を標準とすることとしている。

ここで「標準とすること」とは、13.2平方メートル以上とすることが原則であるが、平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上的制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、上記の趣旨を損なわない範囲で、13.2平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。

なお、平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設が同日において現に有しているユニット

なお、平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設が同日において現に有しているユニット(同日以降に改築されたものを除く。)にあつては、10.65平方メートル以上であれば足りるものとする。

また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル以上を標準としていることについても、上記と同様の趣旨である。

ロ ユニット型準個室

ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、10.65平方メートル以上(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とすること。この場合にあつては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室としては認められない。

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されてい

(同日以降に改築されたものを除く。)にあつては、10.65平方メートル以上であれば足りるものとする。

また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル以上を標準としていることについても、上記と同様の趣旨である。

9

るとはいえず、準個室としては認められないものである。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル以上を標準としていることについては、21.3平方メートル以上とすることが原則であるが、平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、上記の趣旨を損なわない範囲で、21.3平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室が以下の要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

(5)~(8) (略)

(9) 廊下(第4号)

ユニット型特別養護老人ホームにあつては、多数の入居者や従業者が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、入居者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。

このほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の廊下の

(5)~(8) (略)

(9) 廊下(第4号)

小規模生活単位型特別養護老人ホームにあつては、多数の入居者や従業者が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、入居者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。

このほか、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の

幅については、第3の2を準用する。この場合において、第3の2の中「静養室」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。

- (10) ユニット型指定介護老人福祉施設の設備については、上記の(1)から(9)までによるほか、第3の1を準用する。

4 利用料等の受領

第4の7は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において第4の7の(1)及び(4)中「基準省令第9条」とあるのは「基準省令第41条」と読み替えるものとする。

5 (略)

6 介護

- (1)～(3) (略)

- (4) ユニット型指定介護老人福祉施設における介護については、上記の(1)から(3)までによるほか、第4の11の(3)から(6)までを準用する。この場合において、

廊下の幅については、第3の2を準用する。この場合において、第3の2の中「静養室」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。

- (10) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の設備については、上記の(1)から(9)までによるほか、第3の1を準用する。

4 利用料等の受領

- (1) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者から、ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用の額の支払を受けることができるが、この取扱については、「小規模生活単位型指定介護老人福祉施設等の居住費について」(平成15年3月17日老計発第0317002号、老振発第0317003号、老健発0317003号、厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)を参照すること。

- (2) 第4の7(3)の①を除く。は、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において第4の7の(1)中「基準省令第9条」とあるのは「基準省令第41条」と読み替えるものとする。

5 (略)

6 介護

- (1)～(3) (略)

- (4) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における介護については、上記の(1)から(3)までによるほか、第4の11の(3)から(6)までを準用する。この場合にお

11

第4の11の(6)中「第6項」とあるのは「第7項」と読み替えるものとする。

7 食事

- (1)・(2) (略)

- (3) ユニット型指定介護老人福祉施設における食事については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の12の(1)から(8)までを準用する。

8 社会生活上の便宜の提供等

- (1) (略)

- (2) ユニット型指定介護老人福祉施設の居室は、家族や友人が来訪・宿泊して入居者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければならない。

- (3) ユニット型指定介護老人福祉施設における社会生活上の便宜の提供等については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の14の(2)から(4)までを準用する。この場合において、第4の14の(2)中「同条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、同(3)中「同条第3項」とあるのは「第45条第3項」と、同(4)中「同条第4項」とあるのは「第45条第4項」と読み替えるものとする。

9 運営規程(基準省令第46条)

- (1) (略)

- (2) 第4の22の(1)及び(3)から(5)までは、ユニット型

いて、第4の11の(6)中「第6項」とあるのは「第7項」と読み替えるものとする。

7 食事

- (1)・(2) (略)

- (3) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における食事については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の12の(1)から(5)までを準用する。

8 社会生活上の便宜の提供等

- (1) (略)

- (2) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の居室は、家族や友人が来訪・宿泊して入居者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければならない。

- (3) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における社会生活上の便宜の提供等については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の14の(2)から(4)までを準用する。この場合において、第4の14の(2)中「同条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、同(3)中「同条第3項」とあるのは「第45条第3項」と、同(4)中「同条第4項」とあるのは「第45条第4項」と読み替えるものとする。

9 運営規程(基準省令第46条)

- (1) (略)

- (2) 第4の22の(1)及び(3)から(5)までは、小規模生活

指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第4の22中「基準省令第23条」とあるのは「基準省令第46条」と、「同条第1号から第7号まで」とあるのは「同条第1号から第8号まで」と、同(3)中「第5号」とあるのは「第6号」と、同(4)中「第6号」とあるのは「第7号」と、同(5)中「第7号」とあるのは「第8号」と読み替えるものとする。

10 勤務体制の確保等

- (1) (略)
- (2) ユニット型指定介護老人福祉施設における介護職員等の勤務体制については、次の配置を行うことが望ましい。
 - ①・② (略)
- (3) ユニット型指定介護老人福祉施設における勤務体制の確保等については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の23を準用する。この場合において、第4の23中「第24条」とあるのは「第47条」と、同(3)中「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、同(4)中「同条第3項」とあるのは「同条第4項」と読み替えるものとする。

11 準用

基準省令第49条の規定により、基準省令第4条から第8条まで、第10条、第12条、第15条、第17条から第22条の2まで及び第26条から第37条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用

単位型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第4の22中「基準省令第23条」とあるのは「基準省令第46条」と、「同条第1号から第7号まで」とあるのは「同条第1号から第8号まで」と、同(3)中「第5号」とあるのは「第6号」と、同(4)中「第6号」とあるのは「第7号」と、同(5)中「第7号」とあるのは「第8号」と読み替えるものとする。

10 勤務体制の確保等

- (1) (略)
- (2) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における介護職員等の勤務体制については、次の配置を行うことが望ましい。
 - ①・② (略)
- (3) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における勤務体制の確保等については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の23を準用する。この場合において、第4の23中「第24条」とあるのは「第47条」と、同(3)中「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、同(4)中「同条第3項」とあるのは「同条第4項」と読み替えるものとする。

11 準用

基準省令第49条の規定により、基準省令第4条から第8条まで、第10条、第12条、第15条、第17条から第22条の2まで及び第26条から第37条までの規定は、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設につい

13

されるものであるため、第4の1から6まで、8、10、13、15から21まで及び24から32までを参照されたい。この場合において、第4の10の(5)のなお書きは、「なお、ここでいう指定介護福祉施設サービスの内容は、入居者が自らの生活様式や生活支援に沿って、自律的な日常生活を営むことができるように、1日の生活の流れの中で行われる支援の内容を指すものである。」と読み替えるものとする。

第6 一部ユニット型指定介護老人福祉施設

1 第6章の趣旨

平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設(建築中のものを含む。)が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日において現に存する指定介護老人福祉施設(建築中のものを含む。)が同日において現に有している(建築中のものを含む。)ユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部ユニット型指定介護老人福祉施設とし、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第1章、第3章及び第4章ではなく、第6章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第2章(基準省令第2条)に定めるところによるので、留意すること。

2 基本方針

て準用されるものであるため、第4の1から6まで、8、10、13、15から21まで及び24から32までを参照されたい。この場合において、第4の10の(5)のなお書きは、「なお、ここでいう指定介護福祉施設サービスの内容は、入居者が自らの生活様式や生活支援に沿って、自律的な日常生活を営むことができるように、1日の生活の流れの中で行われる支援の内容を指すものである。」と読み替えるものとする。

第6 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設

1 第6章の趣旨

平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設(建築中のものを含む。)が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日において現に存する指定介護老人福祉施設(建築中のものを含む。)が同日において現に有している(建築中のものを含む。)ユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設とし、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第1章、第3章及び第4章ではなく、第6章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第2章(基準省令第2条)に定めるところによるので、留意すること。

2 基本方針

14

基準省令第51条は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針は、ユニット部分にあつてはユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針（基準省令第39条）に、また、それ以外の部分にあつては指定介護老人福祉施設の基本方針（基準省令第1条）に定めるところによることを規定したものである。

これを受けて、設備、利用料等の受領、指定介護福祉施設サービスの取扱方針、介護、食事、社会生活上の便宜の提供等、勤務体制の確保等及び定員の遵守について、基準省令第52条から第57条まで、第59条及び第60条に、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

3・4（略）

5 一部ユニット型指定介護老人福祉施設のユニット部分については第5に、また、それ以外の部分については第2から第4までに、それぞれ定めるところによる。

基準省令第51条は、一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の基本方針は、ユニット部分にあつては小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の基本方針（基準省令第39条）に、また、それ以外の部分にあつては指定介護老人福祉施設の基本方針（基準省令第1条）に定めるところによることを規定したものである。

これを受けて、設備、利用料等の受領、指定介護福祉施設サービスの取扱方針、介護、食事、社会生活上の便宜の提供等、勤務体制の確保等及び定員の遵守について、基準省令第52条から第57条まで、第59条及び第60条に、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

3・4（略）

5 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のユニット部分については第5に、また、それ以外の部分については第2から第4までに、それぞれ定めるところによる。